

## 『令和3年度税制改正大綱(2) 退職所得課税の適正化等』

NISAでは、平成29年分の非課税管理勘定が設定されている非課税口座を令和3年4月1日において開設している居住者等が、その個人番号を当該口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に告知していない場合に、令和3年分以後の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定するための手続を設けることとなった。

退職所得課税では、勤続年数が5年以下の者が受ける退職所得(特定役員退職手当等を除く)の金額の計算につき、収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1とする措置を適用しないこととする。

セルフメディケーション税制については適用期限を5年延長、対象となる医薬品の範囲を見直すほか、取組関係書類の確定申告時の添付・提示を不要とする。

確定拠出年金制度では次の見直し後も、現行の小規模企業共済等掛金控除を適用する。確定給付企業年金制度の加入者について、1)企業型確定拠出年金の拠出限度額を、月額5.5万円から確定給付年金ごとの掛金相当額を控除した額とする。2)個人型確定拠出年金の拠出限度額を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額(月額2万円を上限)とする。



## 『企業文化の変革が重要 DX加速で中間報告—経産省』

経済産業省は、日本企業がデジタルトランスフォーメーション(DX)を加速するため、企業のとるべきアクションと政府の対応策について検討、中間報告書「DXレポート2(中間取りまとめ)」を公表した。コロナ禍は一過性の特殊事象ではなく、常に起こり得る事業環境の変化。これまでは疑問を持たなかった企業文化の変革に踏み込むことができたかどうかに対応の成否を分けたと分析。企業が競争上の優位性を確立するには、常に変化する顧客・社会の課題を捉え、「素早く」変革「し続ける」能力を身に付ける。ITシステムのみならず、企業文化(固定観念)を変革することが重要だとの認識を示した。また、コロナ禍でも従業員・顧客の安全を守りながら事業継続を可能とするには▽業務環境のオンライン化▽業務プロセス・従業員の安全・健康管理・顧客接点のデジタル化—といった対応を検討すべきだとし、経営トップのリーダーシップの下、こうしたツールの迅速かつ全社的導入で企業文化を変革していく第一歩となると指摘。さらに、企業が経営資源を競争領域に集中するためには、個社が別々ではなく、業界内の他社と協調領域を合意形成して共通プラットフォームを構築し、協調領域に対するリソースの投入を最小限にすべきだなどと提唱した。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)